

令和6年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和6年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務目的

横浜市（以下、「本市」という）では、「企業版ふるさと納税を活用した横浜市まち・ひと・しごと創生推進事業（以下「本事業」という。）」に基づく、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能になっている。

本業務は、独自のネットワークやノウハウを活用し、多くの企業から本市への寄附を獲得する企業版ふるさと納税マッチング支援事業者への業務委託により、本事業を積極的に推進するための自主財源を捻出することを目的とする。

3 業務内容

本業務の受託者は、寄附対象プロジェクトである横浜市経済局所管「イノベーション人材育成・交流推進事業」「グローバルスタートアップ集積拠点形成事業」について、次の各号により、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

なお、受託者による寄附見込企業の紹介は、委託料額に影響することから、寄附見込企業を本市に取り次ぐ場合は、書面またはメールで行うこと。

- (1) 寄附見込企業に対する、寄附に係る一次的な窓口業務（事前説明、調整及び事務手続き等を含む。）
- (2) 前号の窓口業務を実施したうえで、寄附見込企業を本市に取次ぐ業務
- (3) 本市の指示に基づき、事業紹介パンフレット等を受託者の費用負担で制作する業務
- (4) 営業対象企業に対して、能動的に事業紹介パンフレットの提供等の方法で紹介し、本市への寄附を提案する業務
- (5) 寄附対象プロジェクトのベネフィットや企画に係る助言、情報提供等のコンサルティング業務
- (6) 前号のほか、本市の寄附獲得に資する支援業務

4 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 委託料額

(1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。

- ・ 寄附金額×委託料率（※1円未満の単位は切り捨てとする）
- ・ 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の 20%以内（消費税別）とする。
- (3) 寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、本市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

6 本業務委託に係る予算額（委託料額の上限額）

4, 400, 000円（税込）

7 条件・協議事項

- (1) 受託者は、業務実施に当たり、横浜市契約規則、横浜市個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。
- (3) 受託者は、企業データを調査分析の上、本市にあらかじめ営業対象企業リストを提出すること。なお、協議の上、営業対象企業は加除することができる。
- (4) 受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、本市との協議により定めるものとする。
- (5) 本業務委託の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い、事前に本市の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (6) 本契約は、令和6年度予算が横浜市議会において可決された上、可決後以降に契約書を交わすことによって確定するものとする。